

# 令和元年 9 月 遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 令和元年 9 月 25 日（水） 午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について  
 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

議題 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について  
 議題 21 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について  
 議第 22 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について  
 議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について  
 議第 24 号 農用地利用配分計画案について

## 4. 出席委員（16 名中 12 名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
		6	川俣 義昭	7	菅原 幸男		
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		
13	荒生あや子			15	佐藤 重一	16	佐藤 充

## 5. 欠席委員（4 名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	高橋 正樹	8	菅原 寛志	12	土門健太郎	14	菅原 善悦

## 6. 出席農地利用最適化推進委員（4 名中 2 名）

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一					北部	高橋 正人

## 7. 欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰				

## 8. 事務局出席者（3 名）

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

## 9. 関係機関・団体等その他出席した者（0 名 なし）

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 4 名、出席委員 12 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で 2 名出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>おはようございます。お忙しい中大変ご苦労様です。 9 月に入り、台風 15 号が日本列島を通ったようであります。千葉県では鉄塔が倒れたということで、停電が 6 万軒、断水が 1 万軒と聞いております。昨日のテレビでは復旧したと言っておりましたけれども、2 週間もライフラインが止まるということは、改めて電気、水道のライフラインの大切さを思い知らされました。 17 号も来たわけですが、遊佐の方には大した被害もなく良かったのですが、他の方ではハウスが倒れたり被害があったそうであります。早い復興を願っております。 それから、今年の稲に関しては水分が低いということで、乾燥機を回しても灯油が減らないということで、経費削減に若干はつながるかなと思っております。 作業も中盤に入っているようですけれども、終わるまで事故やけがには十分注意して作業していきましょう。 それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  〈異議なしの声〉 では 7 番菅原幸男委員、10 番伊原ひとみ委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1.農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 2 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1 頁をご覧ください。個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 12 計 1 筆、85 m<sup>2</sup> 番号 13 計 4 筆、1,772 m<sup>2</sup> 以上 2 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2.農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前 6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 19 計 1 筆、1,224 m<sup>2</sup> 解約は借人の希望によるものです。</p> <p>報告事項 3.賃借料の変更通知書の受理について、番号 11 計 10 筆、24,696 m<sup>2</sup> これまで単価が 16,000 円だったものを 11,000 円に、21,000 円だったものを 18,000 円に変更します。 報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号 5 計 1 筆、203 m<sup>2</sup> 贈与による所有権移転です。</p> <p>この件については譲渡人、譲受人双方で以前から所有権移転の話をしており、仮登記もついている状態です。所有権移転を行おうとした当時は農地法第 3 条の下限面積要件をクリアできませんでしたが、現時点では下限面積要件の面積が 50a から 30a となったため、譲受人はこの要件をクリアしております。</p> <p>今回、申請地が高速道路用地として収用される対象となっており、その前に権利関係を直しておきたいとのことで申請がありました。</p> <p>現地調査については鈴木一弥委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは番号 5 について、4 番鈴木一弥委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>今月の初めに現地調査をしました。</p> <p>現在草むらで荒れてましたので、譲受人に電話して聞きましたところ、昨年から道路の拡張ということで作ってないということで、周りも誰も作ってないので自分も作ってないということで荒れておりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 21 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 2 頁から、補足説明資料は 2 頁からご覧ください。</p> <p>番号 4 計 1 筆、578 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請理由は繁殖牛堆肥舎の建築のためです。</p> <p>昨年度、8 月総会で、現在 14 頭の繁殖牛経営を 30 頭まで増頭するというので、繁殖牛舎の新築の農地転用申請について、許可相当として議決いただきましたが、それに関係し、今回、不足する堆肥処理施設を新築したいというものです。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、農振農用地区域外、土地改良事業受益地外です。</p> <p>周辺農地より 10m 程度高い位置にあり、中山間等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、その他の農地(第 2 種農地)と判断されます。</p> <p>申請地の北側に牛舎があり利便性が良く、計画面積も妥当で、残高証明や補助金の交付決定で資金も確認し確実性があり、周辺農地への影響もなと思われるため許可相当と考えます。</p> <p>19 日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、高橋正樹委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>

1 番齋藤誠喜委員	<p>19日に現地調査を行いました。</p> <p>位置ですが、この前、農地パトロールで回ったところで、牛舎のあるところですが。</p> <p>下の字限図の赤いところの北側に、印はないんですが新しい牛舎が建っております。</p> <p>写真で見るとおりなんですが、①の写真の左側に新しい牛舎が建っております。2番目の写真の右側に新しい牛舎が建っていて、左側が沢になっています。重機を使って、一応、荒く整地してあるような状態でありました。</p> <p>牛舎も県の補助事業を活用しているということで、堆肥舎もそのようです。</p> <p>牛舎のすぐ前に堆肥舎ということで、大変利便性は良い立地条件となっております。</p> <p>堆肥舎から汚水が流出しないかということで、みんなで少し心配したんですが、そういうことはないということでした。</p> <p>周辺の農地、また住民に悪影響を与えるようなこともないようでしたので、許可相当と考えてまいりました。</p>
議長	<p>次に、9番今野副部長より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>今、部長の方から汚水の件が出ましたけれども、私もこれが一番心配しているところでした。確認したところ、堆肥舎内で蒸発して、外には流れないという話でしたので問題ないと思います。また、周辺への影響もないような場所なので、特に問題なしと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第21号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第21号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を付添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第22号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は7頁から、補足説明資料は13頁からご覧ください。</p> <p>番号2 計1筆、549㎡です。</p> <p>申請理由は保育施設の建築のためです。</p> <p>ご存じの委員もいらっしゃると思いますが、申請者は幼稚園を退職され</p>

	<p>た方で、もう少しこういった事業に携わりたいということで、0～2歳児の受け入れを主とした保育施設を運営していきたいということで、県、町の補助を受けながら申請に至ったものです。</p> <p>申請地は、遊佐都市計画区域の近隣商業地域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外です。</p> <p>遊佐都市計画区域の近隣商業地域内にある農地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>申請地に隣接する農地はなく、計画面積も妥当で、融資の仮審査の書類や補助金の協議書で資金も確認しており、周辺農地もないため許可相当と考えます</p> <p>19日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、渡会委員、大谷推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>これも19日に現地調査を行いました。</p> <p>場所ですが、住宅街に位置しております。</p> <p>写真で見ると、草が生えているような状況でしたが、畝に少し野菜を作ったような形跡がみられて、昨年までは耕作してたんだなというような状況でした。</p> <p>周辺の農地に悪影響を与えるようなこともないようであり、0歳保育をするということで騒音等を心配したのですが、周りの住民の同意も得ているということでしたので、許可相当ではないかと考えてきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>周辺住民の方の同意もあるということで、問題点は特にないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番渡会 健委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(3番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番渡会 健委員	<p>私も部会長と同じであります。</p> <p>ただ、ここは若干道が狭いところであり、かなり交通量があるということで、その辺だけ心配される場所です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>最後に、大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私も皆さんと同じで問題なしと思います。</p> <p>ただ、審査基準書の8頁を見てもらうとわかりますけれども、カメラマンがちょうどよく写しすぎて、中の方はきちんと畑として利用されていますので、誤解のないようにお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第22号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について、原</p>

	<p>案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 22 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 12 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転は 2 件、(2)利用権設定は新規設定が 17 件、再設定が 1 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転について</p> <p>番号 11 計 1 筆、137 m<sup>2</sup></p> <p>総額 50,000 円の、売買による所有権移転です。</p> <p>現地調査は今野委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いいたします。</p> <p>番号 12 計 1 筆、327 m<sup>2</sup></p> <p>10a あたり 700,000 円、総額 228,900 円の、売買による所有権移転です。</p> <p>現地調査は菅原寛志委員より行っていただきました。9 月 2 日に報告を受けております。これまでも相対で譲受人が耕作しており、現在も稲が作付されていてきれいに管理されている、特に問題はない、とのことです。</p> <p>(2)利用権設定について</p> <p>番号 30 計 2 筆、2,779 m<sup>2</sup>。</p> <p>総額 6,000 円で、期間は 5 年です。新規に設定です。</p> <p>借人は認定新規就農者で、今回の申請地では大根を作付予定とのことでした。貸人の親戚の方より空いている農地があると紹介され、借りることになったそうです。</p> <p>番号 31 は同一人と再設定です。</p> <p>計 1 筆、2,481 m<sup>2</sup>、1 筆のみ。</p> <p>単価は 17,000 円で、期間は 5 年です。</p> <p>次の番号 32 以降は農地中間管理機構を通じた契約です。</p> <p>すべて、基盤整備に関連する契約で、機構関連農地整備事業を活用するため、農地中間管理機構に利用権設定を行うものです。</p> <p>借人はすべて、農地中間管理機構です。期間は事業を活用するため、16 年に設定されております。</p> <p>番号 32 から 37 は次の議第 24 号で、番号 33 の貸人とマッチングします。</p> <p>番号 32 から 34 は番号 33 の貸人の世帯の所有地で、金額は 0 円の使用貸</p>

	<p>借契約となっております。番号 35 から 37 の単価はすべて 16,000 円となっております。個別に説明します。</p> <p>番号 32 計 1 筆、2,420 m<sup>2</sup>  番号 33 計 1 筆、1,672 m<sup>2</sup>  番号 34 計 10 筆、15,348 m<sup>2</sup>  番号 35 計 10 筆、21,633 m<sup>2</sup>  番号 36 計 5 筆、934 m<sup>2</sup>  番号 37 計 1 筆、1,646 m<sup>2</sup></p> <p>番号 38 から 43 は次の議第 24 号で、番号 39 の貸人とマッチングします。番号 38、39 は番号 39 の貸人の世帯の所有地で、金額は 0 円の使用貸借契約となっております。番号 40 から 43 の単価はすべて 16,000 円となっております。個別に説明します。</p> <p>番号 38 計 16 筆、15,889.32 m<sup>2</sup>  番号 39 計 4 筆、5,832.84 m<sup>2</sup>  番号 40 計 1 筆、485 m<sup>2</sup>  番号 41 計 3 筆、7,984 m<sup>2</sup>  番号 42 計 1 筆、3,468 m<sup>2</sup>  番号 43 計 1 筆、2,759 m<sup>2</sup></p> <p>番号 44 から 47 は次の議第 24 号で、番号 44 の貸人とマッチングします。番号 44 は貸人の所有地で、金額は 0 円の使用貸借契約となっております。番号 45 から 47 の単価はすべて 16,000 円となっております。個別に説明します。</p> <p>番号 44 計 1 筆、144 m<sup>2</sup>  番号 45 計 9 筆、9,894 m<sup>2</sup>  番号 46 計 2 筆、3,111 m<sup>2</sup>  番号 47 計 3 筆、6,623 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)番号 11 について、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>15 日に現地調査に行ってきました。</p> <p>申請地は譲受人の自宅の裏にあり、譲受人の敷地に隣接している畑です。梅の木が植えてあり、空いている場所に、これから梅かイチジクを植える予定だそうです。草刈りをきちんと行い、管理するという話だったので問題点はないと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 佐藤重一会長代理	<p>9 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>最初に、(2)利用権設定の番号 36 について審議いたします。</p> <p>この案件については、1 番齋藤誠喜委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。</p>



	<p>(1 番齋藤誠喜委員 一時退席)</p> <p>それでは、質疑に入ります。(2)番号 36 について、何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の(2)番号 36 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、の(2)番号 36 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>齋藤委員は着席願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員 着席)</p> <p>次に、ただいま議決いただきました案件以外について審議いたします。事務局説明と現地調査報告に対して、何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、先程議決いただきました案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、先程議決いただきました案件以外について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 24 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 18 頁からご覧ください。</p> <p>第 1 回集積で新たに配分されるもので、先ほど議第 23 号でも説明しましたが、基盤整備事業で機構関連農地整備事業を活用するものです。</p> <p>地区で協議し、若手 3 人に集積しようということで、認定農業者、認定新規就農者の 3 名になったようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等がございますか。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
1 番齋藤誠喜委員	今、3 名に集積するというので、本人名義のものを本人にということ

	<p>でしたが、親父さんが買えばこのようなことはなかったのですが、相続とかいろいろ大変なところをクリアしてというような事情があります。</p> <p>認められているということでいいということで、そういう事情もあったということで説明いたします。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 24 号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 24 号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 9 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>